

3. 補助対象事業の類型及び補助率等

本事業には、「成長分野進出枠（通常類型）」、「成長分野進出枠（GX進出類型）」、「コロナ回復加速化枠（通常類型）」、「コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）」及び「サプライチェーン強靱化枠」の5つの事業類型があります。同一法人・事業者での各事業類型への応募は、1回の公募につき1申請に限りますが、「成長分野進出枠（GX進出類型を含む）」及び「コロナ回復加速化枠（最低賃金類型を含む）」に申請する場合は、「卒業促進上乗せ措置」または「中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置」に同時に申請することが可能です。なお、複数の事業を計画している場合においては、事業計画書中に複数の計画の内容を記載して申請することが可能です。

なお、本公募要領では、各事業類型を下記のように表記します。

事業類型 (A) : 成長分野進出枠 (通常類型)
事業類型 (B) : 成長分野進出枠 (GX 進出類型)
事業類型 (C) : コロナ回復加速化枠 (通常類型)
事業類型 (D) : コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型)
事業類型 (E) : サプライチェーン強靱化枠
上乗せ措置 (F) : 卒業促進上乗せ措置
上乗せ措置 (G) : 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置

申請後の事業類型の変更はできませんので、申請の際には十分にご検討ください（過去の公募回で補助金交付候補者として不採択となった事業者は、事業計画の見直しを行った上で、再度申請することもできます。ただし、前公募回における補助金交付候補者の採択結果が公表されるまでの間は、システム上で申請を受け付けることはできませんので、ご注意ください。）。

また、一度交付決定を受けた事業者は、原則再度申請することはできません。ただし、「事業類型 (B)」、「事業類型 (E)」については、一定の条件を満たす場合に限り、既に補助金交付候補者として採択されている又は交付決定を受けている事業者においても申請が可能です。詳細は、「4. 補助対象事業の要件」をご参照ください。

【 (A) 成長分野進出枠 (通常類型) 】

項目	要件
概要	ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者や、国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援。
補助金額	【従業員数 20 人以下】 100 万円～1,500 万円 (2,000 万円) 【従業員数 21～50 人】 100 万円～3,000 万円 (4,000 万円) 【従業員数 51～100 人】 100 万円～4,000 万円 (5,000 万円) 【従業員数 101 人以上】 100 万円～6,000 万円 (7,000 万円) ※ 1 () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合 ※ 2 廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ
補助率	中小企業者等 1/2 (2/3) 中堅企業等 1/3 (1/2) ※ 1 () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合
補助事業実施期間	交付決定日～12 か月以内（ただし、補助金交付候補者の採択発表日から 14 か月後の日まで）
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費（※ 2）

（※ 1）事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。

(※2) 「4. 補助対象事業の要件(6)」、「市場縮小要件」を満たして申請する場合のみ。

【(B) 成長分野進出枠(GX進出類型)】

項目	要件
概要	ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援。
補助金額	中小企業者等【従業員数20人以下】100万円～3,000万円(4,000万円) 【従業員数21～50人】100万円～5,000万円(6,000万円) 【従業員数51～100人】100万円～7,000万円(8,000万円) 【従業員数101人以上】100万円～8,000万円(1億円) 中堅企業等 100万円～1億円(1.5億円) ※()内は短期に大規模な賃上げを行う場合
補助率	中小企業者等 1/2(2/3) 中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な賃上げを行う場合
補助事業実施期間	交付決定日～14か月以内(ただし、補助金交付候補者の採択発表日から16か月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門 家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経 費、広告宣伝・販売促進費、研修費

(※) 事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。

【(C) コロナ回復加速化枠(通常類型)】

項目	要件
概要	今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や、事業再生に取り組む事業者の事業再構築を支援。
補助金額	【従業員数5人以下】100万円～1,000万円 【従業員数6～20人】100万円～1,500万円 【従業員数21～50人】100万円～2,000万円 【従業員51人以上】100万円～3,000万円
補助率	中小企業者等 2/3(※1) 中堅企業等 1/2(※2) (※1) 従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4 (※2) 従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3
補助事業実施期間	交付決定日～12か月以内(ただし、補助金交付候補者の採択発表日から14か月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門 家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、 広告宣伝・販売促進費、研修費

【(D) コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)】

項目	要件
概要	コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援。
補助金額	【従業員数 5 人以下】 100 万円～500 万円 【従業員数 6～20 人】 100 万円～1,000 万円 【従業員数 21 人以上】 100 万円～1,500 万円
補助率	中小企業者等 3/4 (※ 一部 2/3) 中堅企業等 2/3 (※ 一部 1/2)
補助事業実施期間	交付決定日～12 か月以内 (ただし、補助金交付候補者の採択発表日から 14 か月後の日まで)
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費 (リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

(※) 「4. 補助対象事業の要件 (9) . 【コロナ借換要件】」を満たさない場合。

【(E) サプライチェーン強靱化枠】

サプライチェーン強靱化枠は、対象経費等が異なるため、公募要領を分けております。サプライチェーン強靱化枠の内容については、[こちら](#)をご確認ください。

【(F) 卒業促進上乗せ措置】

項目	要件
概要	各事業類型 (A) ～ (D) の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。
補助金額	各事業類型 (A) ～ (D) の補助金額上限に準じる。
補助率	中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3
補助事業実施期間	交付決定日～各事業類型 (A) ～ (D) の事業計画期間終了まで
補助対象経費	各事業類型 (A) ～ (D) の補助対象経費に準じる。 ※卒業促進上乗せ措置の補助対象経費は、各事業類型 (A) ～ (D) の補助対象経費と明確に分ける必要があります。同一の建物や設備等を、卒業促進上乗せ措置と各事業類型 (A) ～ (D) との両方で対象経費とすることはできません。 ※事業類型 (A) に申請する場合でも、廃業費は上乗せ措置 (F) の対象経費とすることはできません。

※各事業類型 (A) ～ (D) に申請する事業者は、(F) 卒業促進上乗せ措置又は (G) 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置に追加で申請することが可能です。ただし、上乗せ措置の申請は、各事業類型 (A) ～ (D) の申請と同時に進行しなければなりません。また、上乗せ措置 (F) 及び (G) の両方に追加申請することはできません。

※上乗せ措置 (F) は、各事業類型 (A) ～ (D) の事業計画の内容を前提とした上乗せ措置です。各事業類型 (A) ～ (D) の事業計画が変更となった場合 (計画変更の承認を受けたものは除く。) 又は実施困難 (採択取消や交付決定取消を含む。) となった場合は、上乗せ措置 (F) は、採択取消又は交付決定取消となります。

【(G) 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置】

項目	要件
概要	各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援。
補助金額	100万円～3,000万円
補助率	中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3
補助事業実施期間	交付決定日～各事業類型(A)～(D)の事業計画期間終了まで
補助対象経費	各事業類型(A)～(D)の補助対象経費に準じる。 ※中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置の補助対象経費は、各事業類型(A)～(D)の補助対象経費と明確に分ける必要があります。同一の建物や設備等を、中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置と各事業類型(A)～(D)との両方で対象経費とすることはできません。 ※事業類型(A)に申請する場合でも、廃業費は上乗せ措置(G)の対象経費とすることはできません。

※各事業類型(A)～(D)に申請する事業者は、(F)卒業促進上乗せ措置又は(G)中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置に追加で申請することが可能です。ただし、上乗せ措置の申請は、各事業類型(A)～(D)の申請と同時に行わなければなりません。また、上乗せ措置(F)及び(G)の両方に追加申請することはできません。

※上乗せ措置(G)は、各事業類型(A)～(D)の事業計画の内容を前提とした上乗せ措置です。各事業類型(A)～(D)の事業計画が変更となった場合(計画変更の承認を受けたものは除く。)又は実施困難(採択取消や交付決定取消を含む。)となった場合は、上乗せ措置(G)は、採択取消又は交付決定取消となります。